

作成日：2012年12月25日

アイスランド共和国

特許庁の所在地：

Icelandic Patent Office

Engjateigi 3 IS-150 Reykjavik

Tel : 354 580 9400

Fax : 354 580 9401

E-Mail : postur@els.is

Website : <http://www.els.is/en>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続のフローチャート
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続のフローチャート
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO設立条約 (WIPO)
- (4) 欧州特許条約 (EPC)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (7) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (8) 意匠のための国際分類を制定するロカルノ協定 (Locarno Agreement)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日アイスランドPPH、PCT-PPHについては、以下を参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_iceland_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

EEC地域内に住所を有していない外国出願人は、アイスランド国内に住所を有する代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

The Association of Icelandic Patent and Trademark Agents in Iceland (FUVE)

Tel: 354-5-400-200

Fax: 354-5-400-201

5. 出願言語

アイスランド語です。

6. その他関係団体

The Association of Icelandic Patent Attorneys (FEIS)

Email: thoriakur.jonsson@decode.is

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.els.is/en> でアクセスすることが可能です。

特許制度

1. 現行法令について

1991年特許法に基づく2007年までに改正された特許法が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

手続言語はアイスランド語ですが、出願の際には英語、デンマーク語、スウェーデン語またはノルウェー語で提出することができます。

但し、これらの場合には、後日アイスランド語の翻訳文を提出しなければなりません。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・ 優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出する必要があります。
- ・ 優先権証明書翻訳文は、原則として基礎出願が英語、ドイツ語、フランス語、ノルウェー語またはデンマーク語の場合は、提出する必要はありません。

3. 料金表 (単位: アイスランド クローナ (ISK))

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 出願料金 | 4 7 0 0 0 |
| ・ 10以上1クレーム当たり加算料 | 3 0 0 0 |
| (2) 回復料金: | |
| ・ 最初の場合 | 8 0 0 0 |
| ・ 2回目の場合 | 1 5 0 0 0 |
| (3) 特許付与料金 | |

・印刷料金（40頁まで）	20000
・40頁以上1頁当たり加算料	1000
(4) EPC特許の公告料金	22000
(5) 年金：	
① 1年度から3年度（各年度当たり）	8000
② 4年度	9000
③ 5年度	10000
④ 6年度	11000
⑤ 7年度	12000
⑥ 8年度	13500
⑦ 9年度	15000
⑧ 10年度	16500
⑨ 11年度	18000
⑩ 12年度	20000
⑪ 13年度	22000
⑫ 14年度	25000
⑬ 15年度	28000
⑭ 16年度	31000
⑮ 17年度	34500
⑯ 18年度	38000
⑰ 19年度	42000
⑱ 20年度	46000

4. 料金減免制度について

発明者が、特許付与料金を納付する期間内に料金を納付することが困難である場合には、当該料金の免除を請求することができます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 出願書類が提出されますと、方式的要件、不特許事由に該当するか否か、

新規性、進歩性等の実体的要件について審査されます。

(2) 不特許事由に該当する場合とは、例えば、

- ① 発見、科学理論や数学的方法の場合、
 - ② 計画やゲーム等の取決め、精神的活動を行うための方法の場合、
 - ③ 情報の提供の場合、
 - ④ コンピュータプログラムの場合
 - ⑤ 人体又は動物体の治療方法の場合、
 - ⑥ 公序良俗に反する場合、
- 等が該当します。

(3) 新規性について

出願日(又は優先日)前に、発明が公然知られていないことが必要です。
新規性の判断基準として、絶対的新規性が採用されております。

なお、一定の場合には新規性喪失の例外が認められます。

- ・特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が出願日前6ヶ月以内に公表された場合、
- ・発明が出願日前6ヶ月以内における国際的博覧会に出品された場合です。

(4) 方式審査に関して：

- ① 出願日を認定するために必要な明細書等の書類が提出されていない場合、特許庁は出願人に2ヶ月の期間を与え、書類の提出を求めます。
- ② 出願人が2ヶ月以内に書類を補充した場合、特許庁は当該書類を補充した日を出願日と認定します。
- ③ 出願人が上記期間内に補充できなかった場合には、出願書類が提出されなかったものとみなされます。

(5) 実体審査に関して：

- ① 新規性等の実体審査は、デンマーク特許庁において審査されます。
出願審査請求審査制度は採用されておりませんので、出願人は審査を受けるために審査請求をする必要はありません。
- ② 出願人は、出願日から3ヶ月以内に所定の料金を納付することにより、国際型新規性調査を行うよう請求することができます。
- ③ 特許要件を満たしていないと判断された場合、オフィス・アクションが発行されます。出願人はこのオフィス・アクションで指定された期間内に、明細書等の補正、意見書を提出することができます。
なお、この指定期間は請求により期間の延長を求めることができます。出願人が所定の期間内に意見書や補正書の提出により拒絶理由を解消できなかった場合、出願は却下されます。
出願が却下された場合、出願人は指定期間経過後4ヶ月以内に、意見書の提出及び回復料金を納付することにより、出願を回復することができます。

ます。また、自発的な補正は、特許付与通知が発行される前まで行うことができます。

- ④ 意見書や補正書が提出された後に、特許庁が依然として拒絶理由を解消していないと判断した場合には、出願は拒絶されます。
- ⑤ 審査の結果、拒絶理由が発見されなかった場合、特許庁は出願人に対して、所定の料金を納付することにより特許する旨の通知が発行されます。
- ⑥ 特許庁が特許付与の通知を発行した後、特許の範囲を拡大するクレームの補正をすることはできません。
- ⑦ 出願人は、特許付与の通知日から2ヶ月以内に特許の公告料金を納付しなければなりません。

出願人が、上記期間内に料金を納付しなかった場合、当該期間経過後4ヶ月以内に回復料金を納付することにより、出願を回復することができます。

- ⑧ 必要な特許付与のための料金が納付された場合には、特許が付与され、特許証が発行され、特許が特許原簿に登録され、特許が公告されます。
- ⑨ なお、特許庁は発明が他国において出願されている場合には、他国における審査結果の情報の提出を求めることができます。

この場合、出願人は他国の出願国特許庁により発行されたオフォス・アクションの写しを提出しなければなりません。

(6) 出願公開に関して：

- ① 出願内容は、出願日(又は優先日)から18ヶ月経過後に公開されます。出願人の請求により、早期公開を求めることもできます。
- ② 出願公開後、特許出願に係る発明を業として実施した者に対して、出願人は所定の要件の下、仮保護の権利が認められております。

(7) 分割出願に関して：

- ① 出願人は、特許付与までの期間に自発的に分割出願を行うことができます。
- ② また、出願が拒絶された場合には、拒絶査定に対する不服を申立てる2ヶ月の期間内に、分割出願を行うこともできます。

(8) 不服申立てに関して：

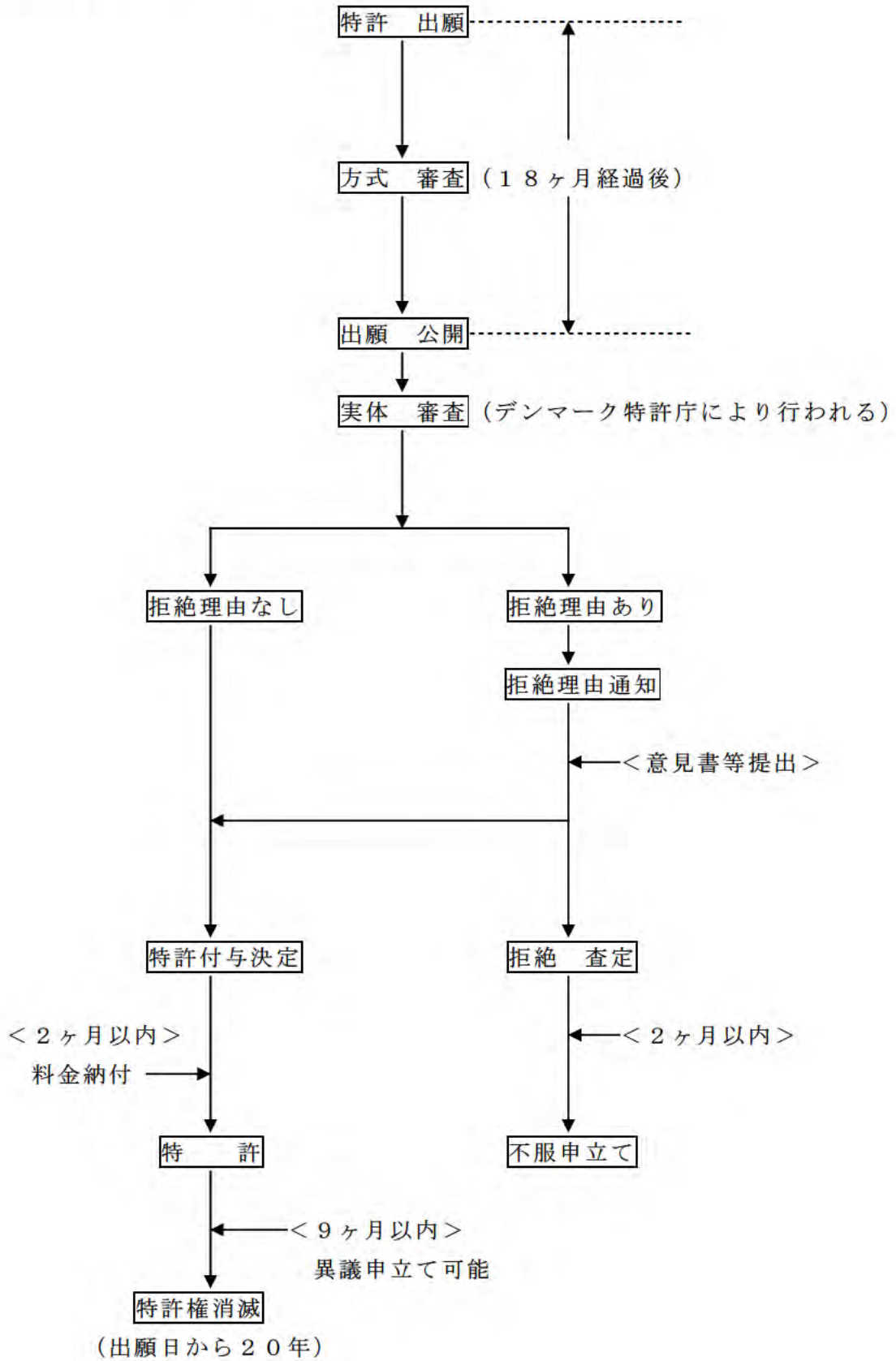
- ① 出願人は、拒絶査定に対して、不服を有する場合審判部に不服申立てを行うことができます。
- ② 不服申立ては、拒絶査定の通知から2ヶ月以内にしなければなりません。

(9) 異議申立てに関して：

- ① 特許付与公告の日から9ヶ月以内に、何人も異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立て理由：

- ・特許になった発明が、新規性がなかった場合、又は進歩性を欠如していた場合、
 - ・明細書の記載が不十分であった場合、
 - ・補正により、発明が出願当初の明細書記載の範囲を超えていた場合、
等です。
- (I) 特許権者は、異議申立ての通知を受けた後、所定期間内に答弁書の提出機会が与えられます。
- (II) その後、異議申立てについて、特許の取り消し又は維持の決定が行われます。

出願から特許までの手続のフローチャート



(10) 日・アイスランド特許審査ハイウェイ (P P H)

日本・アイスランド国特許庁は、2011年12月1日から特許審査ハイウェイの施行プログラムを開始することに合意しました。

(A) 申請要件：

- ① 日本出願に基づくパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること、又は優先権主張を伴わないP C T出願の国内移行出願等であること。
- ② 対応する日本出願が、既に特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- ③ アイスランド出願の全ての請求項が、日本出願において特許可能と示された請求項のいずれかと十分に対応していること。
- ④ アイスランド出願において、P P Hの申請時に審査の着手がされていないこと。

(B) 提出書類：

- ① 本出願に対して日本国特許庁から発行されたオフィス・アクションの写し、及びその翻訳文を提出すること。
 - ・ 翻訳文は、デンマーク語又は英語が必要です。
- ② 日本出願で特許可能と判断された全ての請求項の写し、及びその翻訳文を提出すること。
 - ・ 翻訳文は、デンマーク語又は英語が必要です。
- ③ アイスランド出願の全ての請求項と日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出すること。
- ④ 日本出願で審査官が引用した引用文献の写しを提出すること。

引用文献が特許文献の場合には、提出を省略することができます。
非特許文献の場合には、提出の省略はできません。

 - ・ 引用文献の翻訳は不要です。

(C) 申請書を提出すること：

- ・ 所定の申請書に上記書類を添付して提出する必要があります。

(D) 早期審査手続き：

- ① 出願人は、上記申請書と共に早期審査を申請する書類を提出する必要があります。
- ② 申請書等に不備がある場合には、出願人にその旨の通知が発行され、不備を訂正する機会が与えられます。
- ③ 不備が訂正されない場合には、通常出願の順番で審査される旨、出願人に通知されます。
- ④ 全ての要件が満たされていると判断され、アイスランド出願が審査に着手されていなかった場合には、アイスランド特許庁は、日本出願における審査結果に基づき特許にするか、又はデンマーク特許庁が早期

審査を行います。

(E) P C T - P P H特許審査ハイウェイ

日本特許庁が、国際調査機関（国際予備審査機関）として特許性を有するとの見解を示したP C T出願について、これらの見解に基づきアイスランド特許庁にP P Hを申請することが可能となりました。

9 特許権の存続期間及び起算日

(1) 完全特許権存続期間は、出願日から20年です。

特許権の設定登録日より発生します。

(2) 出願日から更新年金を納付する必要があります。

最初の3年間の年金は出願から2年目に納付する必要があり、その後は毎年出願日に対応する日までに納付する必要があります。

10. P C Tに加盟している場合、その国内段階手続の概要

(1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。

(2) 提出すべき書類：

下記書類のアイスランド語、英語、デンマーク語、ノルウェー語、又はスウェーデン語による翻訳文の提出が必要です。

なお、請求の範囲及び要約のアイスランド語翻訳文は、要求された場合に提出する必要があります。

- ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
- ・ 19条補正がされた場合：補正後の翻訳文
- ・ 34条補正がされた場合：補正後の翻訳文

11. 留意事項

(1) アイスランド国で発明の保護を求める形態とし、パリルートによる優先権を主張して直接出願する方法、P C T出願経由した国内特許を求める方法、及びE P C出願を経由してアイスランド国を指定国として保護を求める方法が考えられます。ここでは、実務的に直接アイスランド国へ出願する方法は殆どありませんので、E P C出願を経由してアイスランド国への出願についての留意点を述べます。

(2) E P C出願でアイスランドを指定した場合、アイスランド国においてE P C特許を有効にするためには、E P C特許後所定期間内に特許となったE P C特許の明細書等のアイスランド翻訳文を提出しなければなりません。

しかし、アイスランド国はロンドン協定(London Agreement)の加盟国でありますので、E P C出願が英語で行われた場合には、明細書の翻訳

文の提出は必要がなく、クレーム部分のアイスランド語翻訳文の提出のみでもって、アイスランド国において権利が有効に発生することになります。

従いまして、出願人から見て、アイスランド国で権利を発生させるために、低額な費用でもって特許権を得ることができる点に留意する必要があります。

意匠制度

1. 現行法令について

現行法令は、2008年までの改正法を含む、2001年意匠保護法が適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

(1) 願書 (Request)

出願人名、創作者、優先権主張の情報、意匠の名称、登録の延期を望む場合はその旨等を記載します。

代理人が署名して提出することができます。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photograph & Drawings)

(3) 意匠の説明：

特許庁が要求する場合に提出する必要があります。

出願人は、自発的に意匠の説明を提出することができます。

(4) 委任状 (Power of attorney)

出願人が署名し、出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

出願人が創作者でない場合、提出する必要があります。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願人は、特許庁から優先権証明書の提出を求められた場合に限り、提出する必要があります。

3. 料金表 (単位：アイスランド クローナ (ISK))

(1) 出願基本料金：

① 5年まで	1 2 0 0 0
② 5年から10年まで	1 5 0 0 0
③ 10年以降各5年当たり	1 9 0 0 0

(2) 複数意匠登録加算料金 (1意匠当たり)：

① 最初の5年及び5年から10年間	5 0 0 0
② 10年以降各5年当たり	3 0 0 0

(3) 公告料金 (1意匠当たり)：

3 0 0 0

(4) 存続期間の更新料金：

① 最初の期間 (5年～10年間)	1 5 0 0 0
② 10年以降各5年間当たり	1 9 0 0 0

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

出願は方式審査等についてのみ行われ、原則として新規性(識別性の有無)等の実体的な審査は行われません。

(1) 方式審査は、

- ① 方式的要件を満たしているか否か、意匠の登録対象であるか否か(意匠が、物品に関する二次元または三次元の外観、構造またはその装飾)、公序良俗に反しないか、複数意匠出願の場合には、すべての意匠が国際分類の同じサブクラスに属しているか否か、について行われます。方式要件を満たしていない場合には、指令が発せられ(オフィス・アクション)、指令から4週間以内に不備を是正することができます。この期間内に不備を是正しない場合には、出願は拒絶されます。
- ② 出願が登録不可能と判断された場合には、出願人のその旨が通知(オフィス・アクション)され、意見書を提出機会が与えられます。このオフィス・アクションに対する意見書の提出によっても特許庁の判断を回避することができない場合には、出願は拒絶されます。
- ③ 上述しましたように新規性等については審査されません。但し、出願人の請求により審査を請求することができます。この場合、新規性に関する調査は、アイスランド国で登録された意匠についてのみ対象とされます。なお、出願と同時に新規性の調査が請求された場合において、登録された意匠と同一又はこれに類似する意匠が存在していた場合には、出願は拒絶されます。
- ④ 方式的要件、不登録事由等すべての要件を満たしている場合には、出願は登録され、登録証が発行されます。

(2) 新規性に関して：

新規性は、識別性の有無が判断基準とされています。

具体的には、出願に係る意匠が出願前に所謂当業者により利用可能でな、他の意匠から区別することができるものでなければならないとされており。

但し、一定の場合には、新規性の例外が認められております。

- ・ 出願日前12ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者による意匠の公表の場合、
- ・ 出願日前12ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者から情報の提供を受けた者が、意匠を公表した場合です。

(3) 不登録事由について；

以下に掲げるものは、法律により登録を受けることができません。

- ・保護を求める意匠が、物品の二次元または三次元の外観、構造、その装飾でない場合、
- ・保護を求める意匠が、新規性の要件を満たしていない場合、
- ・保護を求める意匠が、公序良俗に反している場合、
- ・保護を求める意匠が、公の象徴等と混同生じる表現が含まれている場合、
- ・国の紋章、国際的象徴等を含む場合、等です。

6. 出願公開制度の有無

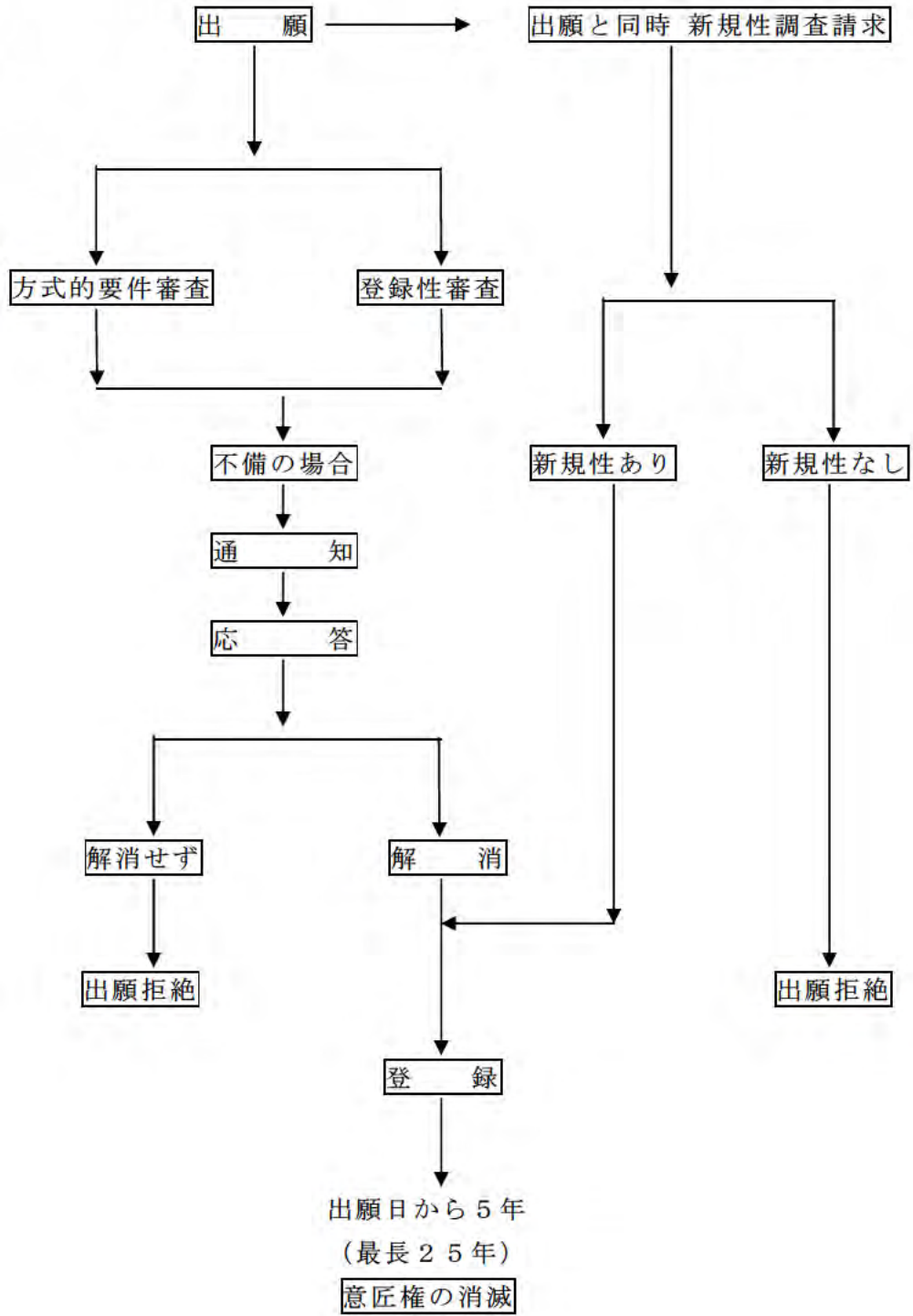
- ① 出願の内容は、出願日（又は優先日）から6ヶ月後に公開されます。
- ② 出願日（又は優先日）から6ヶ月前に登録された場合には、登録後に公開されます。
- ③ なお、出願人は、出願日（又は優先日）から6ヶ月まで、登録の延期を請求することができます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度はありません。

出願はすべて方式審査の対象となり、出願人の請求により新規性調査の対象とされます。

8. 出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、出願日から5年間です。
- (2) この期間は4回(各5年間)更新することができます。従って、最長存続期間は、出願日から25年間となります。
- (3) 更新は、5年間の存続期間の期間満了前3ヶ月以内に更新料金を支払うことにより行います。

10. 部分意匠制度の有無

意匠とは、物品の特徴や装飾、特に形状、構造、色彩から生じる物品の全体又は部分(whole or a part of a product)の外観と定義されております。従って、部分意匠としても保護を求めることができます。

11. 留意事項

(1) 意匠登録出願の際：

意匠登録出願は、1つの意匠又は複数の意匠について行うことができます。但し、複数意匠の保護を求める場合には、それぞれの意匠がロカルノ協定に基づく国際分類の同一サブクラスに属することが条件とされていることに留意して下さい。

また、複数意匠の場合には、それぞれの意匠について手数料の納付が必要となります。

(2) 存続期間更新の際：

複数意匠が登録されている場合において、存続期間の更新をする場合には、複数の意匠ごとに更新料金を納付する必要がありますので、留意して下さい。

(3) 意匠権の移転：

複数意匠の意匠権を譲渡する場合には、複数意匠を一体として譲渡する必要がありますので、留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

現行商標法は、2008年の改正法を含め1997年6月1日に施行された法律が適用されております。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。

1つの商標登録出願において、ニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類の二以上のクラスについて、行うことができます。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、優先権主張の情報等を記載します。

(2) 商標を使用する商品またはサービス及びその区分 (国際分類に従い、1又は2以上の区分、商品・サービスを指定することができる。)

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

(5) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位: アイスランド クローナ (ISK))

(1) 基本出願料 (1クラス)	2 2 0 0 0
2クラス以上1クラス当たり	5 0 0 0
(2) 更新出願料	
① 基本料金 (1クラス)	2 2 0 0 0
② 2クラス以上1クラス当たり	5 0 0 0
(3) 団体商標	
① 基本料金 (1クラス)	2 2 0 0 0
② 2クラス以上1クラス当たり	5 0 0 0
(4) 異議申立て料金	3 0 0 0 0
(5) 審判請求料金	8 0 0 0 0

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は方式的要件の審査、登録要件の審査、また先行する商標権との

抵触に関して審査が行われます

- (1) 審査の結果、方式的要件を満たしていない場合、又は登録要件を具備していないと判断された場合には、拒絶理由通知（オフィス・アクション）が発行され、出願人は所定期間内に当該通知に対して応答することができます。
- (2) 審査の結果、全ての要件を満たしていると判断された場合には、登録され公報に公告されます。
- (3) 登録事由について；
 - ① 商標とは「業として使用する商品またはサービスを他の商品やサービスから識別することができる視覚標識である」と定義されております。
 - ② この定義から商標となり得るものは次の通りです。
 - ・ スローガンや個人の氏名、企業の名称を含む言葉等、
 - ・ 文字、数字、図形や包装の形態等、
 - ・ 三次元商標、
 - ・ サービスマークも保護されます。
- (4) 不登録事由について：

次に掲げる商標は登録を受けることができません。

 - ① 自己の商品またはサービスを他の者の商品またはサービスから識別することができない商標（自他商品等識別力を有しない商標）。
 - ② 商品の品質、場所等の記述的商標のみからなる商標。
 - ③ 国の紋章や国際的象徴等の商標。
 - ④ 公の秩序や法律に反する商標。
 - ⑤ 他人の名称、氏名や芸名と類似する商標。
 - ⑥ 登録された先願の商標と同一または類似する商標。
 - ⑦ アイスランド国内で周知となっている商標に類似し、商品等の出所混同を生じるおそれのある商標。
等です。
- (5) 不服申立てについて：
 - ① 拒絶査定に対して不服を有する場合、拒絶査定の通知日から2ヶ月以内に抗告部に対して不服を申立てることができます。
 - ② なお、登録後の登録異議申立てに対して、登録が無効となった場合、商標権者は決定の日から2ヶ月以内に抗告部に対して不服を申立てることができます。
- (6) 異議申立てについて：

商標登録が公告された日から2ヶ月以内に、何人も登録に対して異議申立てをすることができます。

 - ① 異議申立てがあると、特許庁は商標権者にその旨を通知します。

- ② 商標権者は、異議申立てに対して答弁書を提出することができます。
- ③ その後、異議申立てについて決定（登録の無効、または異議申立ての拒絶）がされます。

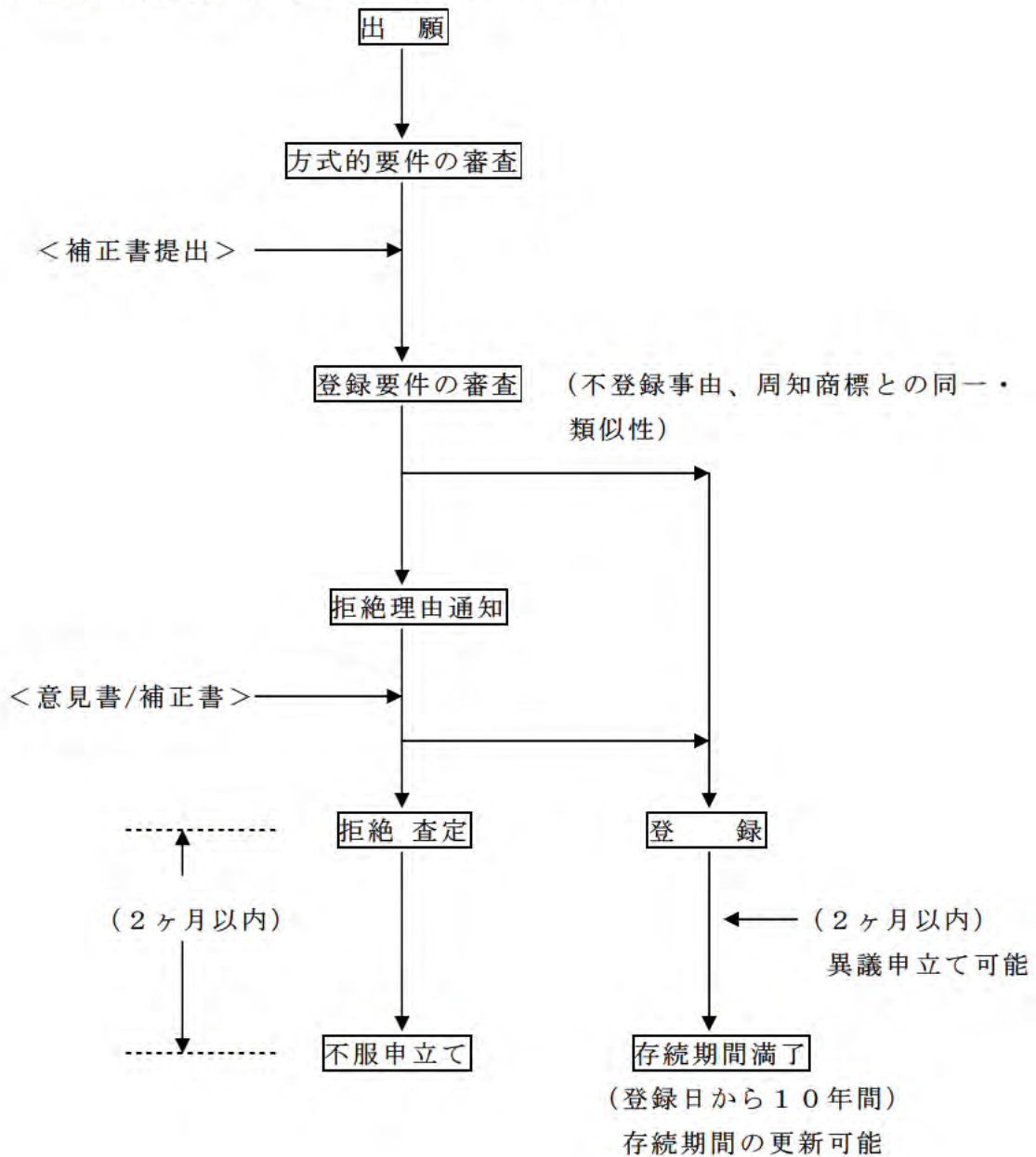
6. 出願公開制度の有無

登録前出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は登録日から10年間です。
- (2) 存続期間は10年ずつ更新することができます。
存続期間を更新は、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をする必要があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標を使用している必要はありません。
また、使用する意思も登録要件とはされていません。
登録後に5年以内に指定商品等について登録商標を使用していない場合には、不使用につき正当な理由がある場合を除き、裁判所の決定により登録が無効とされる可能性があります。

11. 保護対象

商標として保護されるのは、識別性を有し視覚で認識できるような表現可能なものです。

特に、言葉（人名を含む）、図形、文字、数字、商品又はその包装の形態を含む三次元商標（商品の性質に由来する形状、技術的結果を得るために必要とされる形状のみの場合、または同一性確認以外の目的を意図する形態のみからなる標識の場合は、除く）です。

12. 留意事項

- (1) 登録商標の使用：
 - ① 上述しましたように、登録後5年以内に登録商標の使用をしていない場合には、登録が無効とされる可能性があります。
 - ② しかし、5年の期間が経過後でも、無効審判が請求される前に商標権者が登録商標の使用をしていた場合には、不使用を理由として無効審判を請求することはできないと、されています。
 - ③ ただし、無効審判請求がされる前の3ヶ月以内の登録商標に使用であって、無効審判請求がされることを商標権者が知った後の使用の場合には、登録商標の使用には該当しません（所謂、駆け込み使用です）。
- (2) 団体商標
事業者を構成員とする団体は、構成員に使用させる商標について団体商標として登録を受けることができます。
- (3) マドリッド協定議定書に基づく国際登録（マドプロ出願）
アイスランドを指定するマドプロ出願は、通常のアイスランド出願と同様に不登録事由及びアイスランドにおける周知商標との同一類似性が

審査されます。

アイスランド居住者以外の出願人による暫定拒絶への応答は、アイスランド国内の代理人を選任する必要があります。

(4) 譲渡、使用許諾

① 商標出願、商標権は、事業の移転とは関係なく譲渡することが可能です。

② 商標権について使用許諾をすることができます。

但し、使用許諾を第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。